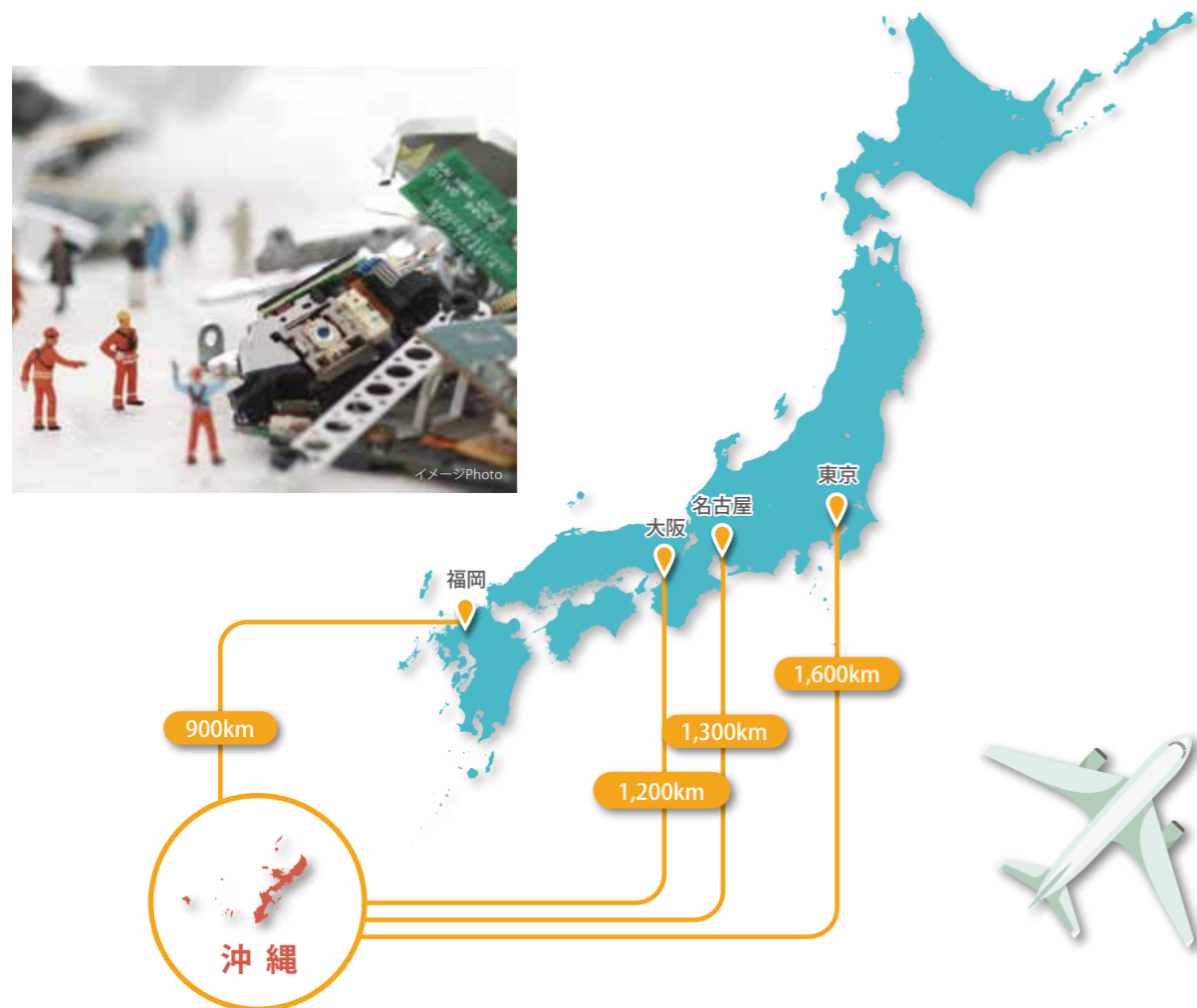


1 沖縄の地理的特性

地震や津波、大雪などの自然災害や事故など、予測不可能な緊急事態に備えたBCP対策(事業継続計画)や災害復旧対応が不可欠となっている昨今。その代表的な対策として「リスクの分散化」が注視されています。



Point 1 本土から距離が離れ同時被災リスクが低い

沖縄県は、日本本土から遠隔地にあるため、本州で大規模な災害が発生した場合にも、同時被災のリスクが比較的低いと考えられています。

実際に本土での大規模な災害を契機として、事業拠点分散地として沖縄に立地された企業や、データのバックアップ及びBCP対策の拠点として沖縄を活用されている企業も複数あります。

また、行政もリスク分散拠点として沖縄を評価しており、一部の官公庁では、データのバックアップ拠点として沖縄を採択しています。

本州からほどよい距離にあることで災害復旧のスピードを高めることができる利点もあります。沖縄は、災害対策におけるシステムのバックアップや、デュアルセンター(同時運用のオペレーションセンター)として理想的な場所と言えます。



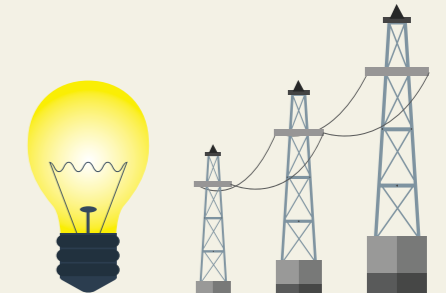
Point 2 豊富な航空・海上物流ネットワーク

那覇空港からは、国内主要都市を結ぶ航空旅客便ネットワークが充実しており緊急時や障害発生時に駆けつけるための体制が確立しやすくなっています。また、アジア主要港と連携した国際海上ネットワークの強化とともに、沖縄本島におけるサプライチェーンの全体最適化を図り、那覇港と中城湾港の機能分担・有機的連携を推進しております。



Point 3 本土とは独立した電力供給体制

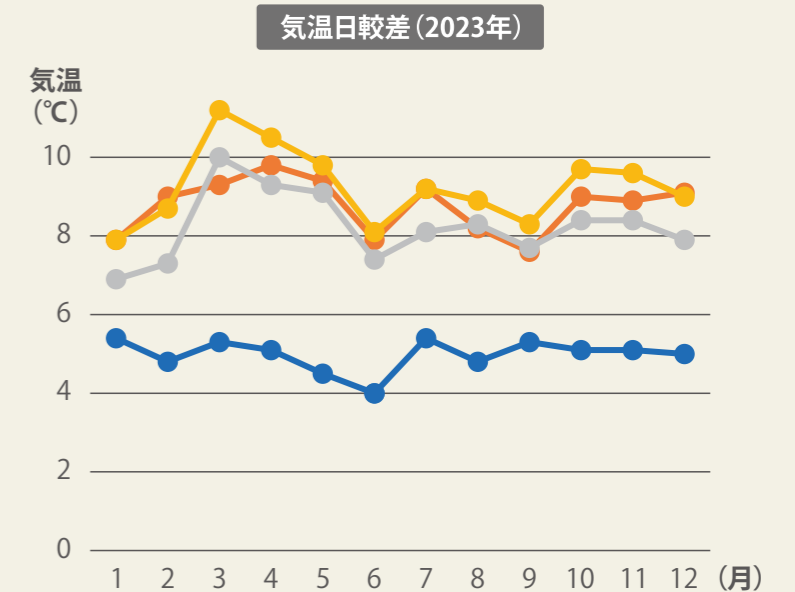
日本本土とは独立し、火力発電を主体に安定した電力供給が行われており、電力不足等による操業の中止やデータ損失といったリスクの低減及び分散が期待できます。



Point 4 安定した気候で過ごしやすい!

日本で唯一の亜熱帯地域に属する県である沖縄は、1年を通じて温暖であり、通常雪が降ることはありません。例えば半導体製造において求められるクリーンルームの環境温度は23度と言われており、沖縄の平均気温に近く、1日の気温差も県外に比べて格段に少ないため、恒温環境を維持するためのコストを削減することができるというメリットもあります。

このように、寒暖差が少ないという気候も、立地するうえでの沖縄独自のメリットとなっています。



年平均気温 **23.8°C**

出所:気象庁(2023)

2

アジア展開に優れた国際物流ネットワーク

沖縄は、東アジアの中心に位置する地理的優位性を活かし、アジア経済と連動することでその活力を取り込むビジネス拠点として注目されています。

沖縄県では、日本とアジアを結ぶ国際ビジネス都市として沖縄を発展させるため、空と海の玄関口である那覇空港と那覇港を基軸とした、アジア展開に優れた国際物流ネットワーク構築に取り組んでいます。



※新型コロナウイルスの影響により、一部運休となっている路線があります。(令和5年1月時点)
 出所: 総務省統計局「人口推計(令和5年12月報)」
 外務省HP「中華人民共和国基礎データ」(令和5年9月25日時点)
 外務省「目で見るASEAN(令和5年12月)、現在のASEAN(2022年)」

2-1 日本とアジアの主要都市を結ぶ那覇空港

(1) 豊富な航空路線網を活用した航空物流ネットワーク

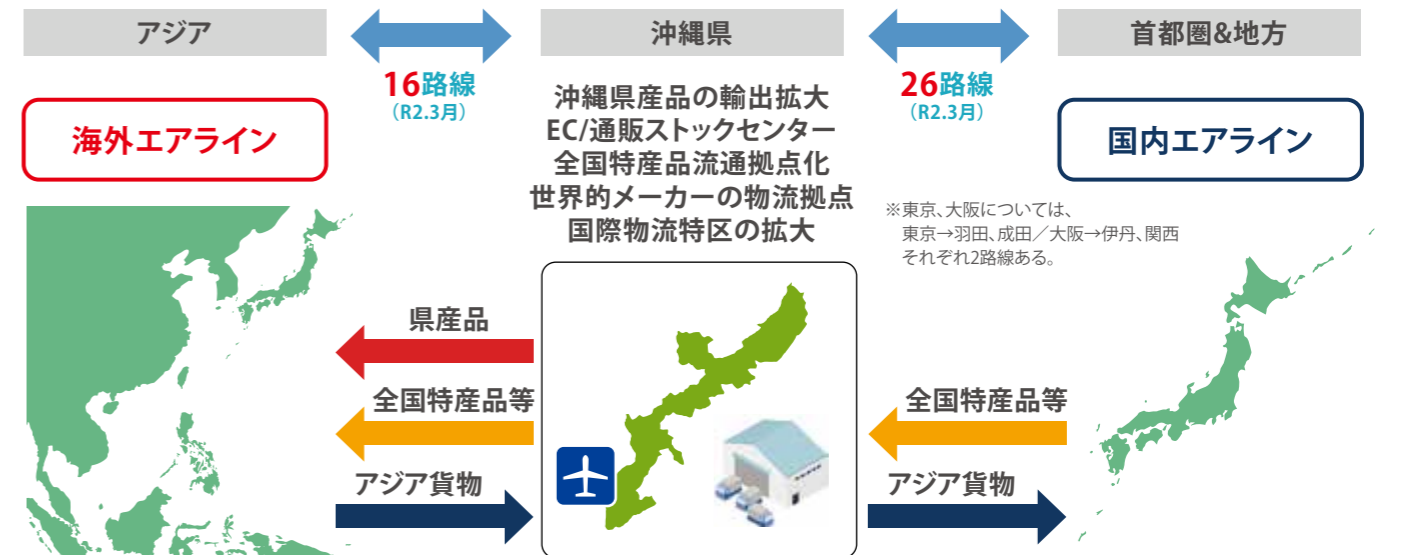
沖縄県では、東アジアの中心に位置する地理的特性と豊富な航空路線網を活用し、那覇空港を沖縄国際ハブとする航空物流ネットワークを展開しています。

令和3(2021)年より、従来の貨物専用機を中心としたモデルから、貨物専用機に加え、那覇空港に就航する旅客便の貨物スペースを活用するモデルへと移行し、国内首都圏及び地方と、アジア各都市を結び、多仕向地・多頻度化に対応する新たな航空物流ネットワークを構築しています。

これにより、伸張するアジアのダイナミズムを取り込み、更なる沖縄県産品の輸出促進や全国特産品の流通拠点化を目指すとともに、近年、急速に拡大するEコマース等の新たな輸送ニーズにも対応する国際物流ハブの形成に取り組んでいます。

沖縄国際物流ハブ

ポイント	効果
<ul style="list-style-type: none"> ◆貨物専用機に加え、ベリー便(旅客機による貨物輸送)を活用した物流ネットワークの構築 ◆引き続き伸張するアジアのダイナミズムの取り込み ◆Eコマース等の新たな物流ニーズへの対応 	<ul style="list-style-type: none"> ◆物流ネットワークの多様化、低コスト、利便性の向上など機能性の高い国際航空物流ハブの構築 ◆県産品・全国特産品等の商流構築、更なる産業の集積等



沖縄大交易会

公式ホームページ
紹介動画(10分程度)

問い合わせ先

沖縄大交易会実行委員会事務局
 (沖縄県産業振興公社内)
 TEL:098-851-7463 / FAX:098-859-6233
 E-mail:daihoukikai@okinawa-ric.or.jp

沖縄国際物流ハブを活用し、県産品及び全国特産品の海外販路拡大を目指す日本最大級の「食」をテーマにした国際商談会。これまで11回開催し、令和5年度は国内外から約400社のバイヤー、サプライヤーに御参加いただき、約2,100件の商談が行われました。

次回開催予定! 12th沖縄大交易会2024

<p>リアル商談会</p> <p>【会期】2024年11月21日(木)</p> <p>・22日(金)</p> <p>【会場】沖縄コンベンションセンター</p>	<p>オンライン商談会</p> <p>【会期】2024年8月1日(木)~12月20日(金)</p> <p>【会場】オンラインによる商談会は会場の設置はございません</p>
--	--

2-2 アジアと日本の架け橋となる国際物流拠点をめざす那覇港

(1) 国内外につながる海上輸送ネットワーク

沖縄県の海の玄関口である那覇港においては、外貨定期航路が台湾、北米、中国、韓国、フィリピンを結ぶコンテナ航路7航路、内貨定期・不定期航路は、東京、大阪、神戸、博多、鹿児島等を結ぶRORO船、一般貨物船等の29航路(うち10航路が県内航路)が就航しています。

コンテナ取扱量においては、外国貿易が国内第17位、内国貿易が国内第2位、内貨・外貨コンテナ総取扱量では国内第7位となっています。

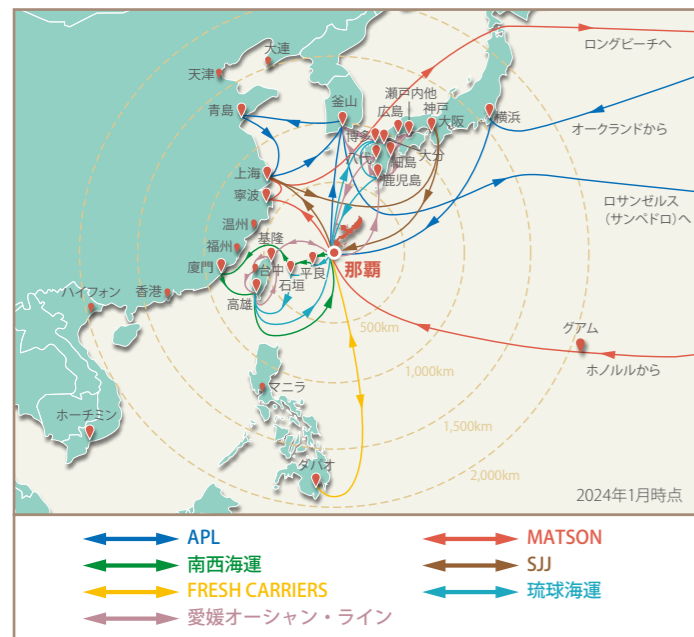
■ 港湾別コンテナ取扱量(TEU)ランキング(令和4年統計)

外貨コンテナ取扱量			内貨コンテナ取扱量			総合コンテナ取扱量		
順位	港湾名	TEU*	順位	港湾名	TEU*	順位	港湾名	TEU*
1	東京【京浜】	4,432,838	1	神戸【阪神】	637,073	1	東京【京浜】	4,931,841
2	横浜【京浜】	2,626,811	2	那覇	516,789	2	横浜【京浜】	2,979,595
3	名古屋	2,531,334	3	東京【京浜】	499,003	3	神戸【阪神】	2,890,555
4	神戸【阪神】	2,253,482	4	横浜【京浜】	352,784	4	名古屋	2,680,227
5	大阪【阪神】	2,130,411	5	大阪【阪神】	259,121	5	大阪【阪神】	2,389,532
6			6	博多	160,196	6	博多	962,682
7			7	鹿児島	153,976	7	那覇	595,239
17	那覇	78,450						

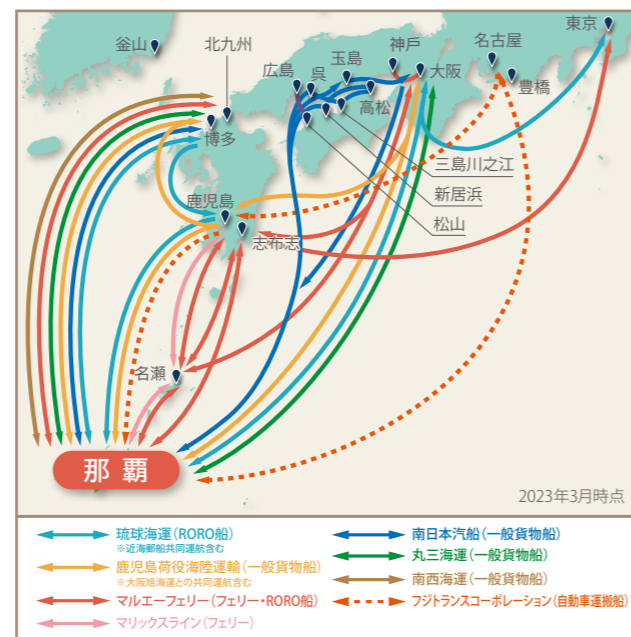
*1TEUは、20フィートコンテナ1本

出所: 港湾統計(港湾取扱貨物量等の現況)

■ 那覇港の定期航路(国外)



■ 那覇港の定期・不定期航路(県外)



■ 那覇港の外貨定期航路(2024年1月時点)

最新版是那覇港管理組合HP (<http://www.nahaport.jp>) で確認できます。

区分	寄港地	船種	総トン数(国際トン数)	運航回数	所要時間	船社
北米	ロサンゼルス(サンパドロ)ーオークランドー横浜ー那覇ー釜山ー青島ー上海	フルコン	82,794	1/週	15日	APL
	ロングビーチーホノルルーアブラ(グアム)ー那覇ー寧波ー上海ーロングビーチ	フルコン	32,575	1/週	14日	MATSON
中国	上海ー大阪ー神戸ー那覇ー上海	フルコン	9,994	1/週	96時間	SJJ
アジア	ダバオ(フィリピン)ー那覇(博多)ー(神戸)ーダバオ(フィリピン)	冷凍コンテナ	9,340	1/2週	72時間	FRESH CARRIERS
東アジア(台湾)	※先島航路の延長 那覇ー平良ー石垣ー高雄ー那覇ー博多ー鹿児島ー那覇	RORO船	10,184	1/週	36時間	琉球海運
	※先島航路の延長 那覇ー平良ー石垣ー廈門ー高雄ー那覇	一般貨物船	1,488	1/2週	93時間	南西海運
	那覇(1st)ー志布志(1st)ー八代(1st)ー釜山ー松山ー大分ー細島ー志布志(2nd)ー八代(2nd)ー那覇(2nd)ー基隆ー台中ー高雄ー那覇(1st)	フルコン	9,443	1/週	2日	愛媛オーシャン・ライン

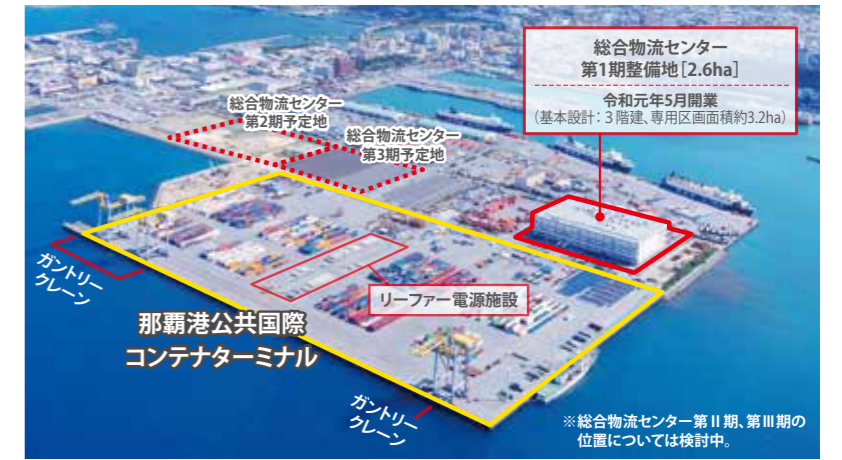
※赤字は最終港 ※()寄港地は不定港

(2) 国際物流拠点機能強化のための取組

東アジアと国内をつなぐ海上国際物流拠点の実現を目指して、取扱貨物量を増大させるための取組が進められています。

① 施設整備

那覇港公共国際コンテナターミナルでは、ガントリークレーンやリーファー電源設備が整備されており、その隣接地では那覇港総合物流センターの整備が進められています。



那覇港総合物流センター

■ 那覇港総合物流センター

沖縄県の港湾貨物の大部分を取り扱う那覇港において、集貨・創貨を促進することにより取扱貨物の増加を目指し、物流の高度化を図るとともに、流通加工等の新たな価値を生み出す高付加価値型産業の集積を図る那覇港総合物流センターの整備が進められています。令和元年5月に第1期の那覇港総合物流センターが開業し、現在、第2期・3期の総合物流センターの事業化にむけて検討を進めているところです。

物流棟各階仕様	専用区画面積	テナント	取扱貨物(実績)
3階:ドライ専用	約10,495㎡	沖縄港運(株)、マルエー物流、琉球物流	食品、飲料、雑貨棟
2階:冷凍・冷蔵・ドライ	"	沖縄県黒砂糖協同組合(株)沖縄急送、(株)琉球通運	沖縄黒糖、近海マグロ等
1階:冷凍・冷蔵専用	"	(株)ニチレイ・ロジスティック九州	各種冷凍冷蔵食品

② 外貨貨物増大に向けた取組

那覇港輸送効率化支援事業等の支援制度を実施することを通じて取扱貨物量の増加を促進、新規航路の定着などを目指します。

那覇港輸送効率化支援事業について詳しくはこちら▶



那覇港輸送効率化支援事業の概要

- 事業目的 那覇港輸送効率化支援事業(以下、「本事業」という。))は、那覇港を利用する国際コンテナ貨物の効率的な輸送パターンへのシフトを支援することにより、那覇港における国際コンテナ貨物の増大と那覇港を利用する輸送の効率化を促進することを目的としております。
- 対象事業者 国際コンテナ貨物を輸送する荷主または物流企業
- 支援内容 那覇港を利用した輸送ルートのシフト後の海上輸送費・陸上輸送費・保管費用等の経費の50%を対象とし、1事業あたり最大100万円を補助します。
- 対象要件 ①那覇港を利用して国際コンテナを取り扱う荷主または物流事業者であること
②輸送パターンA、B、C、Dに概ね該当すること(下図参照)
③本事業目的に合致し、那覇港を今後継続的に利用する見込みであること など

● 支援対象の輸送パターン



問合せ先: 那覇港管理組合 企画建設部 みなと振興課 TEL 098-868-2582

3

優秀な人材で活気あふれる沖縄



平均年齢の若さ
全国
1位

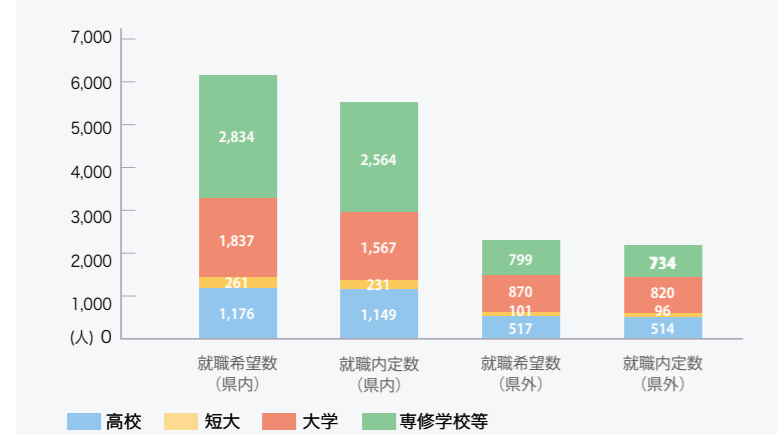
都道府県別
人口増減率
全国
2位

人口減少時代に移行する中で、沖縄県は東京に次いで、全国2位の人口増減率となっています。
また、都道府県別の平均年齢は最年少の43.5歳、年少人口(0~14歳)の割合も16.6%と全国1位の割合の高さであり、日本一若い県といえます。
県内の工業系教育機関には、毎年約3,000名の学生が入学しており、将来のものづくり産業を担う人材が育成されています。

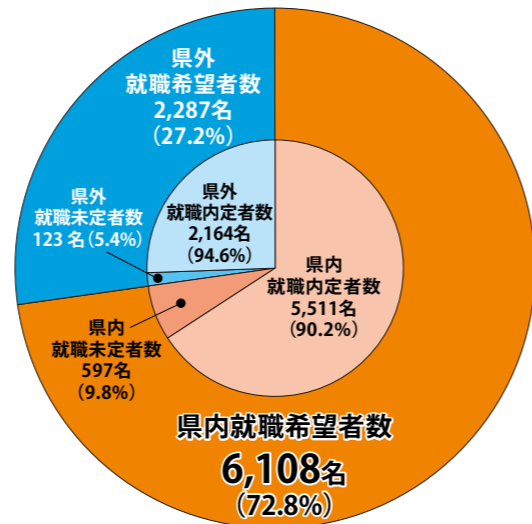
新卒者の72.8%は県内就職を希望しています。

■ 県内新卒者(就職希望者)の就職状況データ

	高校	短大	大学	専修学校等	計	
卒業生数(人)	16,544	526	3,821	4,098	24,989	
就職希望者数(人)	県内	362	2,707	3,633	8,395	
	県外	1,176	261	1,837	2,834	
就職内定者数(人)	県内	101	870	799	2,287	
	県外	1,663	327	2,387	3,298	
就職内定率	県内	231	1,567	2,564	5,511	
	県外	514	96	820	734	
就職内定率	県内	98.2%	90.3%	88.2%	91%	91.4%
	県外	97.7%	88.5%	85.3%	91%	90.2%
就職内定率	県内	99.4%	95%	94.3%	92%	94.6%
	県外					



■ 新規学卒者の就職状況



資料:沖縄労働局職業安定部職業安定課
令和5年3月卒業(令和5年3月現在)

大学・高等専門学校・県立の工業系高等学校等の入学定員数

地域	学校名	定員	学校名	定員
北部	国立沖縄工業高等専門学校(本科)	160	名護商工高等学校	200
	美来工科高等学校	320	美里工業高等学校	280
中部	国立大学法人琉球大学(工学部)	350		
	浦添工業高等学校	280	那覇工業高等学校	320
南部	南部工業高等学校	120	沖縄工業高等学校	320
	八重山商工高等学校	160	宮古工業高等学校	120
離島				
全体合計				2,630

職業能力開発校

学校名	定員
沖縄職業能力開発大学校(工学系)	130
具志川職業能力開発校	85
浦添職業能力開発校	120
合計	335

※その他、沖縄職業能力開発促進センターにも工学系学科が設置されています。
出所:沖縄県教育委員会、各校HP

県外移動経験者に占めるUターン者の割合

全国平均	43.7%	順位
沖縄	70.9%	1
富山	55.3%	2
静岡	54.6%	3

厚生労働省の「人口移動調査」によると、沖縄県生まれの人で進学や就職等で県外に移住した者のうち、約70.9%が再び沖縄県に帰ってくるとの調査結果が出ており、全国平均と比較しても顕著に高い数字となっています。

出典:厚生労働省人口移動調査

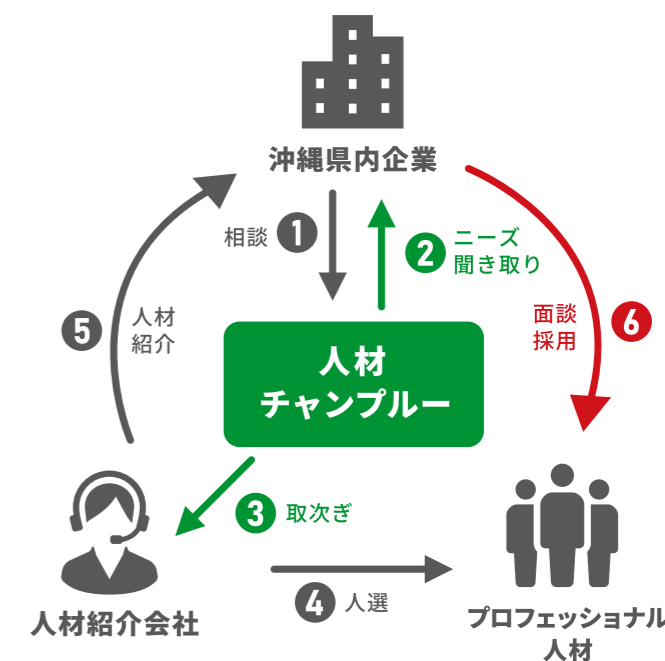
4

豊富な支援メニュー

④-1 人材確保・人材育成に対する支援

(1)『人材チャンプルー』(沖縄県プロフェッショナル人材)とは?

人材チャンプルーとは、「沖縄県プロフェッショナル人材戦略拠点」の愛称です。企業から課題を丁寧に引き出し、各支援機関と連携しながら“その場所に本当に必要なプロ人材を紹介”いたします!
相談は無料ですのでぜひお気軽にご利用ください。



問合せ先: 沖縄県産業振興公社 沖縄県プロフェッショナル人材戦略拠点 (098-859-6237)

(2) 地域雇用開発助成金(地域雇用開発コース) (問合せ先: 沖縄助成金センター TEL.098-868-1606)

同意雇用開発促進地域又は過疎等雇用改善地域に事業所の設置・整備を行い(対象費用1点あたり20万円以上で、合計額300万円以上)、それに伴い当該地域に居住する求職者を3人(創業の場合は2人)以上雇い入れる事業主に対し、雇い入れた対象労働者の数及び設置・整備に要した費用に応じて助成金が支給されます(その他適用条件有)。

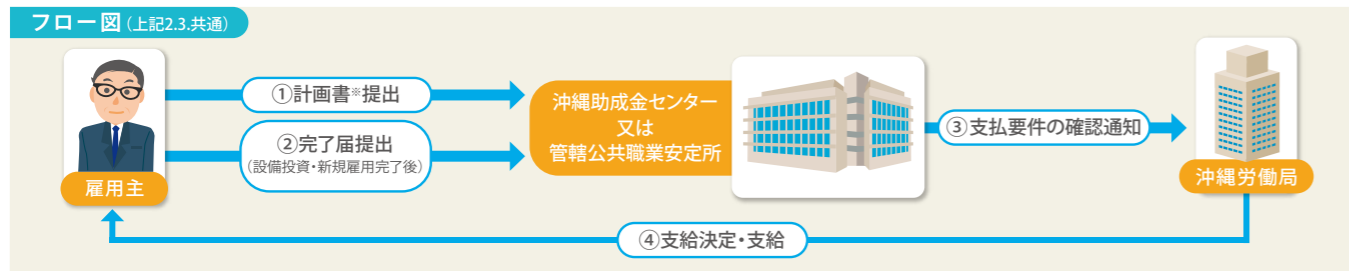
支給額: 規定額(50万円~800万円)/年
助成期間: 年1回、最大3年間



地域雇用開発助成金

設置・整備費用	対象労働者の増加人数 ()内は創業の場合のみ適用 *1			
	3(2)~4人	5~9人	10~19人	20人以上
300万円以上 1,000万円未満	50万円	80万円	150万円	300万円
	(100万円)	(160万円)	(300万円)	(600万円)
1,000万円以上 3,000万円未満	60万円	100万円	200万円	400万円
	(120万円)	(200万円)	(400万円)	(800万円)
3,000万円以上 5,000万円未満	90万円	150万円	300万円	600万円
	(180万円)	(300万円)	(600万円)	(1,200万円)
5,000万円以上	120万円	200万円	400万円	800万円
	(240万円)	(400万円)	(800万円)	(1,600万円)

*1 中小企業事業主の場合は、初回の支給時にこれらの額の1/2の額を上乗せ。
ただし、創業の場合はこれにかかわらず、労働者の増加数2人から対象とするともに、初回の支給時に()内の額の倍額を支給



*事業所(事業所における施設・設備)の設置、整備及び、雇い入れに関する計画書のこと。

(3) 地域雇用開発助成金(沖縄若年者雇用促進コース) (問合せ先: 沖縄助成金センター TEL.098-868-1606)

沖縄県において事業所の設置・整備を行い(費用が契約1件あたり20万円以上で、合計額が300万円(中小企業は100万円)以上)、それに伴い県内に居住する35歳未満の若年求職者を3人以上雇い入れ、その定着を図る事業主に対し、支給した賃金の一部が助成されます。対象若年労働者を3人以上雇い入れ、更に沖縄県内に居住する新規学卒労働者を雇い入れる場合、新規学卒者も助成対象となる場合があります(その他適用条件有)。

支給額: 事業主が算定期間中に助成金対象者(1人あたり)に支払った賃金に相当する額の1/4(中小企業は1/3)を助成
助成期間: 年2回、1年間(労働者の定着状況が良好な事業主の場合2年間)
支給限度額: 1人につき年間120万円(各算定期間1人につき60万円)

*注意事項: 計画書提出から完了日までに納品・引渡・支払いが済んでいるもの及び、この間に雇入れた者が対象となります。



地域雇用開発助成金(沖縄若年者雇用促進コース)

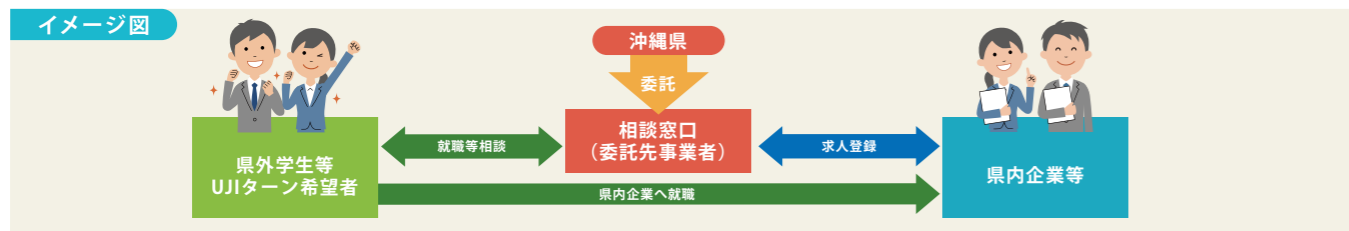
(4) 沖縄UIターン就職サポートセンター

沖縄県内での就職を希望する方への相談窓口として沖縄UIターン就職サポートセンターを沖縄(那覇)・東京・大阪にオープンし、県内への就職・再就職を支援しています。

センターでは、就職相談、沖縄県内の企業情報、移住情報、各エリアで予定されている就職イベントの情報提供などを実施しており、専門の相談員が沖縄県内就職をサポートしています。



「リっか沖縄」UIターン事業ナビサイト



4-2 実証実験に対する支援

沖縄実証実験支援プラットフォーム

(問合せ先: 沖縄県商工労働部 企業立地推進課 TEL:098-866-2770)

概要:

沖縄県では、新技術の実証実験や社会実装等を積極的に行うテストベッド・アイランドの形成に取り組んでいます。

沖縄総合事務局、沖縄県、市町村、金融機関、企業等の連携により、事業者が沖縄県内で実施する実証実験を総合的に支援することで、沖縄からイノベーションが生まれ、優れたテクノロジーや企業の集積を図ることを目的に、「沖縄実証実験支援プラットフォーム」(以下「プラットフォーム」という。)を設置しました。

対象プロジェクト:

AIやIoT、ロボット、ビッグデータなどの先端技術等を活用して沖縄県内で実施される社会課題等の解決に繋がる実証実験プロジェクトとします。

支援内容:

沖縄県内での実証実験の実施に向けた事業者への個別相談に対応します。

また、提出された事業計画書及びヒアリング内容を基に、プラットフォームで対応が可能な支援内容を検討し、決定します。なお、支援は以下を想定しています。

- (1) 公共施設等の実証実験フィールドの提供・斡旋
- (2) 実証実験モニター募集支援、実証実験の実施に係る地元調整
- (3) 規制対応に関する相談(国家戦略特区、サンドボックス制度の活用等)
- (4) 実証実験のPR支援(沖縄県HP等への掲載、共同発表等)
- (5) その他、実証実験の実施に必要な支援



4-3 立地企業に対する支援

国際物流拠点地域うるま地区立地企業支援事業

(問合せ先: 沖縄県商工労働部 企業立地推進課 TEL:098-866-2770)

国際物流拠点産業集積地域のうち旧特別自由貿易地域に立地する企業においては、輸送コストの削減や、連携企業の確保等が課題となっています。

そのため、本事業により、立地企業に対するきめ細かなハンズオン支援を行い、生産性の向上や稼ぐ力の強化を図り、安定的操業及び事業拡大につなげていきます。

支援内容:

- ① 経営支援の専門家が、立地企業への訪問等によるヒアリングを実施し、ニーズ分析から、施策提案、実行、検証、改善までのPDCAサイクルに基づいた一貫した支援を行う。
- ② 企業間連携や産学連携を促進するため、マッチング支援を実施する。
- ③ 立地企業の輸送コストの低減や利便性向上に繋げるため、中城湾港を活用した混載物流実証事業を実施する。
- ④ うるま地区の認知度向上に繋がるような戦略的情報発信を行う。



4-4 初期投資軽減のための支援

沖縄振興開発金融公庫の融資制度


国際物流拠点産業集積地域又は産業イノベーション促進地域内において事業を行うために必要な資金を融資します。  沖縄振興開発金融公庫

資金名	限度額	返済期間	問合せ先
産業開発資金	所要資金の7割	25年以内	融資第一部 産業開発融資班 TEL:098-941-1765
中小企業資金	7億2,000万円	20年以内	融資第二部 中小企業融資第一班 TEL:098-941-1785
生業資金	7,200万円		融資第二部 中小企業融資第二班 TEL:098-941-1795

※上記のほかにも事業の種類、資金の使いみちによって、さまざまな融資制度があります。
 ※詳細については、沖縄振興開発金融公庫のHPをご覧くださいか、お電話にてご相談ください。

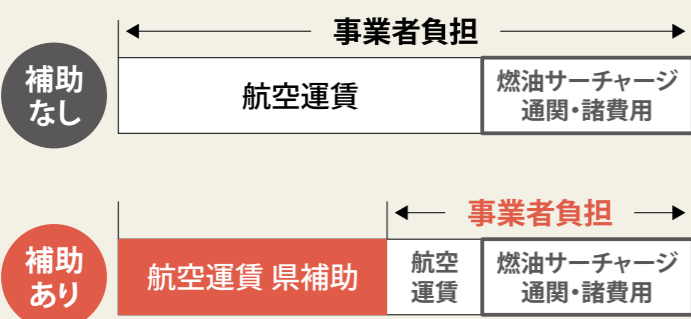
4-5 輸送費に対する支援

航空コンテナスペース利用促進事業

沖縄県では、那覇空港の航空物流ネットワークの構築に向けて、沖縄から海外へ輸出する貨物に係る航空運賃に対して航空会社を通じた補助を実施しています。  航空コンテナスペース利用促進事業

利用対象事業者：生産者、製造事業者、商社等卸業者、流通業者、貨物利用運送業者
 対象貨物：農産物、畜産物、水産物、加工食品、化粧品、工芸品、精密機械等
 対象仕向地：香港、上海、バンコク、シンガポール、クアラルンプール、台北、ソウル、その他
 利用方法、利用条件、補助額等：沖縄県による利用登録承認を受けている貨物利用運送事業者にお問い合わせください。
 (沖縄県グローバルマーケット戦略課ホームページに掲載)

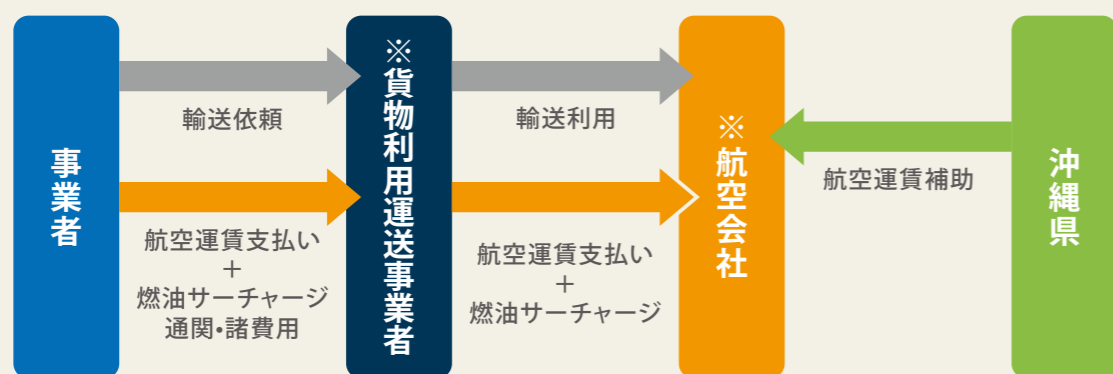
運賃補助のイメージ



補助活用例



利用の流れ ※県による利用承認を受けている事業者



4-6 沖縄県産業振興公社 支援サービス

～新たな事業展開・新商品の開発を目指す中小企業者、創業を目指す方へ～

沖縄県産業振興公社では、専門家による窓口相談(経営課題、創業等)、設備貸与、新事業創出支援、海外展開、人材育成など、さまざまな支援メニューでがんばる県内企業者の皆様に応援します。どこに相談したらいいかわからないと悩んでいる中小企業者等の皆様、随時、電話、メール、来訪、オンラインにてご相談を受け付けていますので、どなたでもお気軽にご相談ください。

各種相談支援	物流なんでも相談窓口(物流対策総合支援事業) 沖縄の物流課題に関する企業の主体的な取組みを促進するため、無料の相談窓口を設置し、物流に関するアドバイス、情報の提供及び改善提案を行います。	物流高度化推進事業 098-851-7515
	沖縄特区・地域税制等活用促進事業 県内外の事業者が、県内において設備投資をすると税制等の優遇措置を受けることができる場合があります。公社では「沖縄特区・地域税制活用ワンストップ相談窓口」を設置し、情報提供、相談、申請書の作成支援を行います。	沖縄特区・地域税制等活用促進事業 098-894-6377
研究開発等支援	製造業県内発注促進事業 県内製造業の受発注取引を促進するため、県外に発注している取引や新規の取引先を探している加工工程等について、県内製造事業者とのマッチングや受注に向けたフォローアップ支援を行います。	製造業県内発注促進事業 098-851-8760
	産学官連携製品開発支援事業 県内企業を中心とした製品開発共同体(産学官連携、産産連携)が行う付加価値の高い製品開発に要する費用に対して補助を行うとともに、採択企業の課題に応じた支援を実施します。	産業振興課 098-859-6239
海外展開支援	沖縄国際物流ハブ活用推進事業(渡航支援・招聘支援) 沖縄国際物流ハブの活用による沖縄県産品の海外販路拡大を図る為、アジア地域を主とした海外における物産展および見本市等への出展、商談会等にかかる渡航または海外からのバイヤー招聘にかかる費用の一部を補助します。	海外・ビジネス支援課 098-859-6238
	アジア・ビジネス・ネットワーク事業 県内企業・団体等が、ビジネス拡大のための海外企業・団体等とのネットワーク構築をサポートします。また、海外企業等が、県内において投資や立地、商取引を行おうとする際のサポートをします。	アジア・ビジネス・ネットワーク事業 098-894-6288



公益財団法人 沖縄県産業振興公社
 〒901-0152 沖縄県那覇市字小禄 1831番地1
 (沖縄産業支援センター 4階) TEL:098-859-6255

■公社位置図



4-7 沖縄県工業技術センター支援サービス



～技術的課題の解決を沖縄県が支援します～ (問い合わせ先:工業技術センター 098-929-0111) 商工労働部 工業技術センター

沖縄県工業技術センターでは企業からの様々な技術相談を受け付けており、当センターとの共同研究や技術情報の提供、技術指導などを通して、企業の技術的課題解決のための支援を行っております。技術的課題でお悩みの方はまずはご相談下さい。

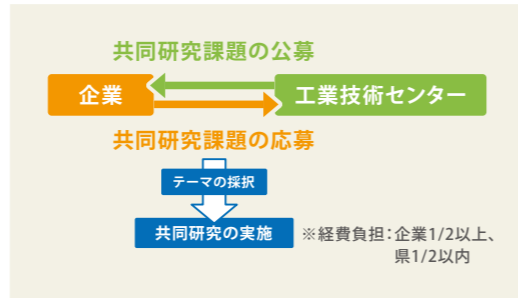
(1) 企業連携共同研究開発支援事業

企業が直面している技術的課題に対して沖縄県工業技術センターとの共同研究により解決を図ります。

事業対象:県内の中小企業者等

- 支援内容:企業単独では困難な、新技術・新製品の開発や製造工程の改良・改善技術の確立、技術課題の解決等
- 企業等には、研究に必要な費用(消耗品、旅費等)の1/2以上を負担して頂きます。
 - おおよその目安は30～200万円/テーマ(企業負担分15～100万円)です。

その他:詳細については、工業技術センターのHPをご覧ください
 いただくか、お電話にてお問い合わせください。



企業連携共同研究開発支援事業

(2) 工業技術支援事業

製造業等地域産業の生産性や品質向上、製品開発等を支援するため、企業が直面している技術的課題を把握し、工業技術センターが保有する技術、研究成果、情報等を活用して課題の解決を図ります。

事業対象:県内の中小企業者及び創業予定者

支援内容:1) 技術相談(無料)

製品開発や品質向上など技術的な課題について、電話、E-mailあるいは来所いただき、専門の相談員が相談に応じます。

2) 研修生受入

分析技術の取得、製品開発のための試作などを目的として研修生を受け入れます。

3) 依頼試験(有料)

製品の品質管理や製品開発に必要な分析を依頼試験として行っています。

4) 機器の開放(有料)

原料の加工試験、品質管理のための分析などを行う際、工業技術センターの保有する加工機や分析機器を利用することができます。

5) 技術講習会の開催

試験、分析技術、溶接、食品加工、衛生管理技術など専門分野の技術講習会を開催します。



工業技術センター

留意点:詳細については、工業技術センターのHPをご覧ください
 いただくか、お電話にてご相談ください。

進出企業の支援事例



会社名:(株)アコール
 業種:金属製品製造業
 事業内容:金属製品の設計・製造

(株)アコールでは、これまで手作業で行っていたステンレス鋼板の節目加工の自動化に取り組みましたが、目視で行っている表面性状の評価をいかに数値化するかが課題となりました。

相談を受けた工業技術センターは、節目加工を行うとステンレス鋼板表面の見た目の色に変化が生じることに着目。色彩色差計による定量的評価の実施を提案したところ、作業者が感覚的に行っている表面性状の評価を数値化することができるようになりました。

5

経済特区における税制特例

沖縄振興特別措置法に基づく特区・地域制度

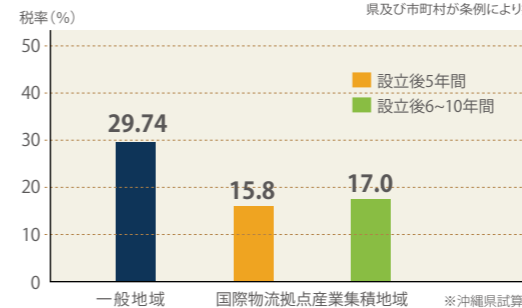
沖縄では、県外からの立地企業や、地場産業を営む県内企業が活用できるさまざまな制度が用意されています。他県にはない高率の所得控除(最大40%)や設備投資を促進する課税の特例等の優遇があります。

	1 産業イノベーション 促進地域	2 国際物流拠点 産業集積地域	3 経済金融活性化 特別地区
対象事業・施設	①製造業 ②道路貨物運送業 ③倉庫業 ④卸売業 ⑤デザイン業 ⑥自然科学研究所 ⑦電気業(一定の要件あり) ⑧特定ガス供給業 ⑨ごん包業 ⑩機械修理業 ⑪機械設計業 ⑫非破壊検査業 ⑬商品検査業 ⑭計量証明業 ⑮経営コンサルタント業 ⑯エンジニアリング業 ⑰研究開発支援検査分析業 ※⑨～⑰は税制以外の特別制度のみ対象	①製造業 ②特定の機械等修理業 ③特定の無店舗小売業 ④倉庫業 ⑤航空機整備業 ⑥道路貨物運送業 ⑦特定の不動産賃貸業 ⑧卸売業 ⑨ごん包業 ※⑨は税制以外の特別制度のみ対象	①金融関連産業 ②情報通信関連産業 ③観光関連産業 ④農業・水産養殖業 ⑤製造業 ⑥経営コンサル タント業
国税	所得控除: - 投資税額控除: ○ 特別償却: ○	所得控除: ○ 投資税額控除: ○ 特別償却: ○	所得控除: ○ 投資税額控除: ○ 特別償却: ○
エンジェル税制	-	-	○
事業税	○	○	○
不動産取得税	○	○	○
固定資産税	○	○	○
事業所税(那覇市のみ)	○	○	-

【交通アクセス】
 那覇空港から約27km、
 車で約45分
 (沖縄自動車道を利用した場合)

国際物流拠点産業集積地域と一般地域との法人課税の実効税率比較

※一般地域の法人税率は、財務省ホームページ公表資料から引用(国税+地方税)
 ※国際物流拠点産業集積地域の法人税率は、「所得控除制度」を選択で試算(国税+地方税)



税制活用についての詳細は「沖縄特区・地域税制活用ワンストップ相談窓口」までご相談ください。

沖縄特区・地域税制活用
 ワンストップ相談窓口:
 TEL.098-894-6377
 E-mail:okitoku@okinawa-ric.or.jp

5-1 産業イノベーション促進地域

県内全域(41市町村)

沖縄県知事策定の「産業イノベーション促進計画」における指定地域の区域内(県内全域)の企業が、その産業高度化・事業革新措置の実施に関する計画について、事前に沖縄県知事から当該計画が適当である旨の認定及び主務大臣による確認を受けた上で、以下の国税及び地方税における税制上の特例措置を活用することができます。



特例措置	特例措置の概要	対象業種
①投資税額控除	県内全域において、認定産業高度化・事業革新措置実施計画に従う 一定価額(機械及び装置、器具及び備品100万円注2、建物及びその附属設備1,000万円注3) を超える設備の新増設をした場合、その設備の取得価額の一定割合が法人税額から控除される。 控除率: 機械及び装置、器具及び備品 15% 建物及びその附属設備、構築物注4 8% (法人額の20%限度、繰越4年、取得価額の上限は20億円)	1. 製造業 2. 道路貨物運送業 3. 倉庫業 4. 卸売業 5. デザイン業 6. 自然科学研究所 7. 電気業(一定要件あり) 8. 特定のガス供給業 9. こん包業 10. 機械修理業 11. 機械設計業 12. 非破壊検査業 13. 商品検査業 14. 計量証明業 15. 経営コンサルタント業 16. エンジニアリング業 17. 研究開発支援検査分析業 ※9~17は国税及び地方税(事業所税除く)の特例措置は対象外
②特別償却	県内全域において、認定産業高度化・事業革新措置実施計画に従う 一定価額(機械及び装置、器具及び備品100万円注2、建物及びその附属設備1,000万円注3) を超える設備の新増設をした場合、特別償却が認められる。 特別償却率: 機械及び装置、器具及び備品 34% 建物及び建物附属設備、構築物注4 20% (取得価額の上限は20億円)	
③法人事業税の課税免除	指定地域内において、認定産業高度化・事業革新措置実施計画に従う 一定価額(機械及び装置、器具及び備品500万円、建物及びその附属設備1,000万円) を超える設備の新増設をした場合、法人事業税を一部免除(5年間)注2注3	
④不動産取得税の課税免除	指定地域内において、認定産業高度化・事業革新措置実施計画に従う 一定価額(1,000万円) を超える対象施設である家屋及びその敷地である土地を取得した場合、不動産取得税を一部課税免除注5	
⑤固定資産税の課税免除 ※倉庫業を除く	指定地域内において、認定産業高度化・事業革新措置実施計画に従う 一定価額(機械及び装置、器具及び備品100万円、建物及びその附属設備1,000万円) を超える設備の新増設をした場合、各市町村の条例により固定資産税を一部課税免除(5年間)注3	
⑥事業所税の課税軽減 ※那覇市のみ	那覇市において、認定産業高度化・事業革新措置実施計画に従う 機械装置等の取得価額が1,000万円以上で、建物等の取得価額の合計額が1億円以上 の新設の場合、事業所税のうち、資産割の課税標準となるべき事業所床面積を2分の1として計算(5年間)	

※特例措置の活用には認定が必要です。①、②、③、④、⑤沖縄県知事による認定及び主務大臣による確認が必要
実際に特例措置を活用する際には、各税務署及び沖縄国税事務所(国税)、県税事務所(地方税のうち県税)、各市町村税務担当課(地方税のうち市町村税)にご相談ください。
ただし、認定を受けたとしても特例の適用を確約するものではありませんので、予めご了承ください。(適用に関する適否については、税務当局の判断になります。)
注1: 国税特例措置は、①②のいずれかを**選択**(個人は②のみ) 注4: 構築物はガス供給業又は製造業の用に供する液化天然ガスを貯蔵するためのガス貯槽及びそのガスを利用するための導管に限る
注2: 器具及び備品は、専ら開発研究用その他政令で定められるものに限る 注5: 土地については、**取得(購入)後1年以内に建物建設に着手した場合に限る**
注3: 建物附属設備は、建物と同時取得した場合にのみ制度対象となる。

特区・地域制度活用のメリット

1 所得控除

法人税の課税対象所得の最大40%を損金として算入できます(国際物流拠点産業集積地域のみ)。

制度活用前 所得 1,000万円 法人税額 300万円	40%所得控除 所得 600万円 減税額 120万円 法人税額 180万円
--	---

※法人税率(国税+地方税)は30%として算出
※所得控除の活用により、法人実効税率 約30%⇒約20%

2 投資税額控除

機械設備等を新・増設した場合、その取得価額の一定額を法人税額から控除することができます。

制度活用前 所得 1,000万円 法人税額 230万円	制度活用後 機械等の取得(例: 600万円) 600万円×15%=90万円 控除限度額 230万円×20%=46万円 減税額 46万円 法人税額 184万円
--	--

※所得は普通償却額のみを損金算入した時の額
※法人税(国税)は23%として算出
※控除限度額(法人税額の20%)を超えた金額は、翌年度以降に控除可能(4年間繰越可)

3 特別償却

機械設備等を新・増設した場合、その取得価額の一定額を特別償却費として経費に算入できます。

制度活用前 所得 1,000万円 法人税額 230万円	制度活用後 機械等の取得(例: 600万円) 600万円×50%=300万円 特別償却 300万円 活用年度の軽減税額 69万円 所得 700万円 法人税額 161万円
--	---

※所得は普通償却額のみを損金算入した時の額
※法人税率(国税)は23%として算出
※特別償却率50%は国際物流拠点産業集積地域制度活用の場合

5-2 国際物流拠点産業集積地域

なは ुरあそえ と みぐすくぎ の わん いとまん
那覇・浦添・豊見城・宜野湾・糸満地区、
おきなわ ながくすくわんとうしんとう なかみわ うえず へんざ いげんとう
うるま・沖縄地区(中城湾港新港地区、仲嶺・上江洲地区、平安座地区、池武当地区)

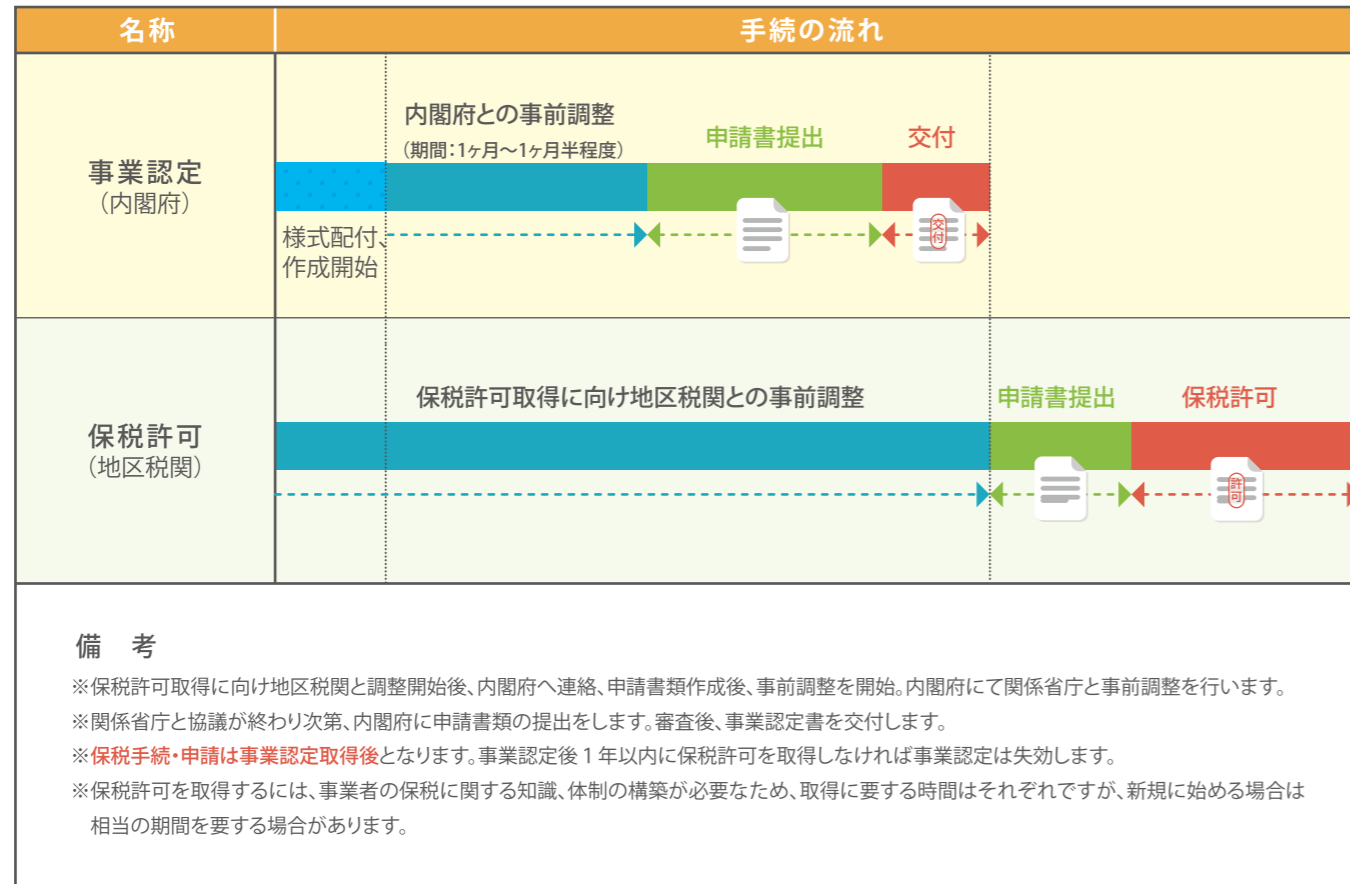
沖縄県知事策定の「国際物流拠点産業集積計画」における指定地域内の企業が、事業計画等について、知事による所要の認定及び主務大臣による所要の確認等を受けた場合に、以下の税制上の特例措置を活用することができます。



特例措置	特例措置の概要	対象業種
①所得控除	国際物流拠点産業集積地域内において、 新たに設立された、対象業種のいずれかを専ら営む、常時使用する従業員数15名以上の法人 について、新設後 10年間 、法人税課税所得の40%が控除される。(法人事業税、法人住民税も同様)	1. 製造業 2. 倉庫業 3. 特定の機械等修理業 4. 特定の無店舗小売業 5. 航空機整備業
②投資税額控除	対象地域内において、対象業種の用に供する 一定価額(機械及び装置100万円、建物及びその附属設備1,000万円注2) を超える設備の新増設をした場合、その設備の取得価額の一定割合が法人税額から控除される。 控除率: 機械及び装置15%、建物及びその附属設備8% (法人税額の20%限度、繰越4年、取得価額の上限は20億円)	
③特別償却	対象地域内において、対象業種の用に供する 一定価額(機械及び装置100万円、建物及びその附属設備1,000万円注2) を超える設備の新増設をした場合、特別償却が認められる。 特別償却率: 機械及び装置50%、建物及びその附属設備25% (取得価額の上限は20億円)	
④関税の課税の選択制の適用	保税工場などにおいて、外国貨物を原料として加工又は製造された製品を国内に引き取る際に課される関税について、特定品目を除き原料に対する課税と製品に対する課税のいずれかを選択できる。	1. 製造業 2. 倉庫業 3. 道路貨物運送業 4. 卸売業 5. 特定の機械等修理業 6. 特定の無店舗小売業 7. 特定の不動産賃貸業 8. 航空機整備業 9. こん包業注4
⑤保税地域許可手数料の軽減	保税蔵置場、保税工場、保税展示場及び総合保税地域に係る許可手数料が半減される。	
⑥法人事業税の課税免除	対象地域内において、対象業種の用に供する 一定価額(機械及び装置1,000万円、建物及びその附属設備1,000万円) を超える設備の新増設をした場合、法人事業税を一部課税免除(5年間)注2	
⑦不動産取得税の課税免除	対象地域内において、対象業種の用に供する 一定価額(機械及び装置1,000万円、建物及びその附属設備1,000万円) を超える設備の新増設をした場合、不動産取得税を一部課税免除注2注3	
⑧固定資産税の課税免除 ※倉庫業を除く	対象地域内において、対象業種の用に供する 一定価額(機械及び装置100万円、建物及びその附属設備1,000万円) を超える設備の新増設をした場合、各市町村の条例により固定資産税を一部課税免除(5年間)注2注3	
⑨事業所税の課税軽減 ※那覇市のみ	那覇市において、対象業種の用に供する 機械装置等の取得価額の合計額が1,000万円以上、建物等の取得価額の合計額が1億円以上 の新設の場合、事業所税のうち、資産割の課税標準となるべき事業所床面積を2分の1として計算。(5年間)	

※特例措置の活用には認定が必要です。①沖縄県知事による特定国際物流拠点事業の認定及び主務大臣による確認が必要
②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧沖縄県知事による認定及び主務大臣による確認が必要
④、⑤地区税関の許可及び主務大臣の事業認定が必要
実際に特例措置を活用する際には、各税務署及び沖縄国税事務所(国税)、沖縄地区税関税務相談室(関税)、県税事務所(地方税のうち県税)、各市町村税務担当課(地方税のうち市町村税)へご相談下さい。
ただし、認定を受けたとしても特例の適用を確約するものではありませんので、予めご了承ください。(適用に関する適否については、税務当局の判断になります。)
注1: 国税は、特例措置のうち、①②③のいずれかを**選択**(個人は③のみ)
注2: 建物附属設備は建物とともに取得する場合にのみ制度の対象となる
注3: 土地については、**取得(購入)後1年以内に建物建築に着手した場合に限る**
注4: こん包業は国税及び地方税(事業所税除く)の特例措置は対象外

関税の特例措置に関する事業認定取得の流れ



関税の課税の選択制

国際物流拠点産業集積地域では『原料課税』又は『製品課税』のいずれかを選択できます。外国貨物である原材料を保税した状態で加工・製造し、製品を国内へ出荷(輸入)する場合、輸入原材料に課せられる関税について、「原料課税」又は「製品課税」のいずれか低い方を選択できます。

※一部適用除外品目があります。

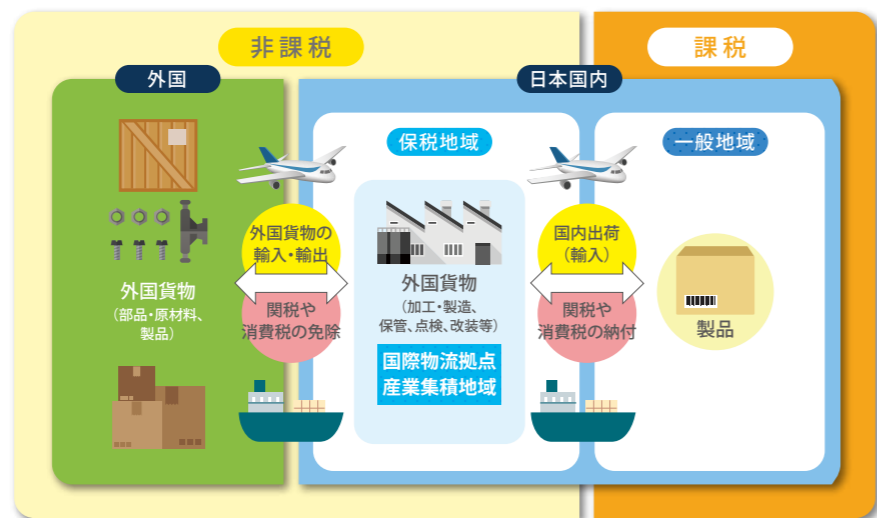


保税地域制度とは?

保税地域制度は、税関長から保税地域の許可を受けて、特定の場所や施設で関税や消費税を納めないまま、外国貨物の蔵置、加工・製造又は展示等ができる制度です。

保税地域の許可を受けた企業は

- 外国貨物である部品・原材料を加工・製造し、できた製品を外国に輸出する場合、関税や消費税を納める必要はありません。
- 外国貨物を関税や消費税を納めないまま保管、点検、改装、仕分けなどを行い、市場の需要に応じた輸出や国内出荷ができます。国内に出荷する場合には関税や消費税を納める必要があります。
- 保管している外国貨物の外国への返品や不良品等の滅却をする場合は、関税や消費税を支払う必要はありません。



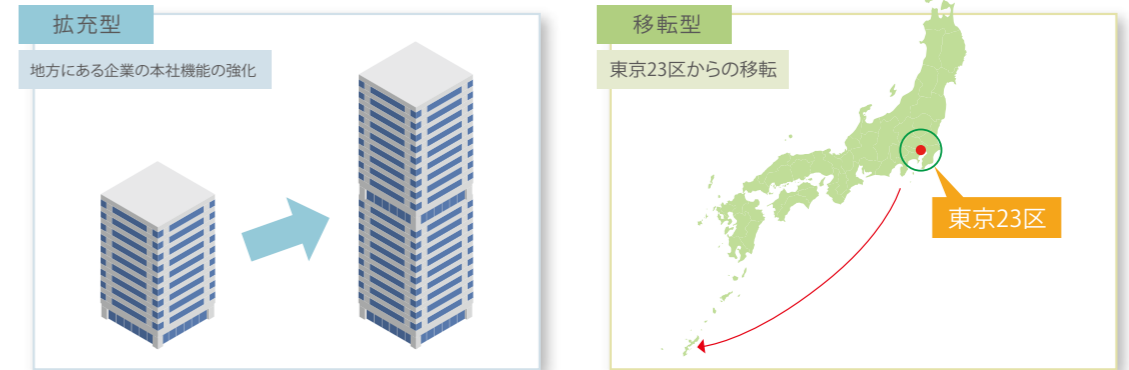
5-3 地方拠点強化税制 (本社機能の移転・拡充に関する優遇措置について)

沖縄県知事策定の「地域再生計画」における指定地域の区域内において本社機能の移転・拡充を行う事業者は、その事業実施に関する整備計画について、事前に沖縄県知事から当該計画が適当である旨の認定を受けることで、課税の特例等の優遇措置を活用することができます。

企業の本社機能 移転・拡充のご案内

■ 本社機能の移転・拡充で様々な優遇措置を受けることができます。

- ※1 本社機能(特定業務施設)とは①事務所、②研究所、③研修所のいずれかであって、地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の運用に関するガイドライン別表に該当するものをいいます。
- ※2 優遇措置を活用するためには、「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」を申請し、県知事に認定を受ける必要があります。(令和8年3月31日までに認定を受ける必要があります)
- ※3 優遇制度は概要を記載しております。申請や制度の詳細は下記問い合わせ先まで連絡ください。



■ 国の優遇制度 税制上の特例措置(地方拠点強化税制)

	拡充型	移転型
対象地域(市町村)	うるま市、沖縄市、浦添市、糸満市、南風原町の一部地域	左記市町村+名護市、恩納村、八重瀬町の一部地域
オフィス減税	特別償却15%又は税額控除4%	特別償却25%又は税額控除7%
雇用促進税制	増加雇用者1人あたり最大30万円	増加雇用者1人あたり最大170万円

■ 県の優遇制度 税制上の特例措置(地方税の減免) ※対象設備や投資額など一定の要件を満たす必要があります。

	拡充型	移転型
事業税	対象外	3年間課税免除
不動産取得税	現行税率の1/10	課税免除
固定資産税※	3年間軽減	3年間課税免除

※固定資産税については、県税にかかる分の記載です。市町村税分にかかるものは各市町村にお問い合わせください。

詳細は沖縄県 商工労働部 企業立地推進課までご相談ください。
 TEL:098-866-2770 FAX:098-866-2846 E-mail:indus-pr@pref.okinawa.lg.jp
<https://www.pref.okinawa.jp/kensei/kencho/1000011/1017705/1017714.html>

